令和８年度

掛川市雇用対策協定に基づく事業計画

掛　川　市

静岡労働局

目　　次

第１　趣旨・・・

４　子育て中の方の雇用対策の推進
(1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2) 子育て中の就職支援
①連携して実施する業務
ａワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
ｂ女性の活躍の場づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
②静岡労働局が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
③掛川市が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

５　障がい者の雇用対策の推進
(1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(2) 地域の障がい者就労支援の強化
①連携して実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
②静岡労働局が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
③掛川市が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(3) 福祉との連携による就労支援
①連携して実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
②静岡労働局が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
③掛川市が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(4) 障がい者就職面接会の開催
①連携して実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
②静岡労働局が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
③掛川市が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

６　生活困窮者の雇用対策の推進
(1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業
①連携して実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
②静岡労働局が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
③掛川市が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
(3) 生活困窮者自立支援事業
①連携して推進する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
②静岡労働局が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
③掛川市が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
(4) その他生活困窮者等への連携支援
①連携して推進する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
②静岡労働局が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
③掛川市が実施する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

7　新たな外国人労働者の受け入れに向けた連携の強化
(1) 現状と課題・・・

第１　趣旨

掛川市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市内における雇用失業情勢の改善に連携して強力に取り組むため、平成 27 年 12 月 18 日「掛川市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び掛川公共職業安定所は、市の講ずる地域経済活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策の実施と、労働局及び掛川公共職業安定所における職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策が密接な連携のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう「掛川市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深める取組を推進しつつ掛川地域の雇用情勢の改善に強力に取り組むこととする。

第２　雇用対策の推進

(1) 現状と課題

掛川公共職業安定所管内における有効求人倍率は、令和７年１１月現在0.81倍と、前年同期と比べ0.03ポイント減少し、令和６年２月以降は１倍を下回る状況が続いている。基幹産業である製造業では、原材料価格や人件費などの上昇に伴うコスト増や、海外景気の低迷などを受けた需要減などを背景に求人の減少傾向が続いており、管内の雇用情勢は改善の動きに弱さが見られる。企業の人手不足感が直接求人提出に繋がっていないケースもあるが、医療・福祉等を中心に人手不足を生じている業種もある。

このような状況の中、掛川市と労働局及び掛川公共職業安定所は、成長が期待される分野における雇用機会の創出、人材確保及び人材育成に引き続き連携して対応することが重要である。

(2) 雇用の確保及び育成

①静岡労働局が実施する業務

・労働局と掛川公共職業安定所は、市の要請に基づき地域の労働市場の状況、求職者の動向、地場賃金等の情報を提供する。

・掛川公共職業安定所は、企業誘致等の情報提供を受け、求人が未提出の場合には求人開拓を実施の上、求職者とのマッチングを行う。

・労働局と掛川公共職業安定所は、企業に対して雇用関係助成金について周知を行う等により人材確保を支援する。

・労働局では「働き方改革」に向けたセミナーを実施し、働き方改革関連法を企業へ周知すると共に体制整備の助言を行う。

②掛川市が実施する業務

・市は、企業における労働市場情報のニーズや人材のニーズに関する情報を掛川公共職業安定所へ提供する。

・市は、雇用に関する各種施策についてSNS等を活用し市民へ周知する。

第３　基本的施策

１　中小企業等に対する人材確保支援と働き方改革の推進

⑴ 現状と課題

生産年齢人口が減少する中、人材確保が困難な状況が継続し、特に中小企業においては人手不足感が深刻化しており、人材確保の支援の取組を進めていくことが重要である。市と労働局、掛川公共職業安定所が連携強化を図り、良質人材を確保するために魅力ある企業づくりの支援と情報発信が必要である。また、良質人材に選ばれる企業となるためには働き方改革への取り組み推進と支援も必要である。

⑵ 人材確保の支援と働き方改革の推進

①連携して実施する業務

・企業の人事担当者と高等学校の就職指導担当教諭との情報交換会
・高校生に地元企業の魅力を発信するための企業説明会
・地域の金融機関、商工会議所等と連携した人材確保支援
・リ・スキリングによる能力向上支援。職場における学び・学び直しの取組を広めていくことが重要であるため個人向け及び企業向け支援策の両方の周知を図る。
また、人手不足の問題が顕在化しつつある状況の中、成長分野等への円滑な労働移動を可能とする環境整備や中小企業等に対する人材確保支援に取り組むことが重要であるため、特に雇用吸収力の高い分野を中心とした人材確保支援の実施等により、労働移動の円滑化及びマッチング支援の充実を図る。

②静岡労働局が実施する業務

・地域の金融機関等と連携した事業所訪問
・求人者支援員による個別求人開拓、求人要件緩和
・担当者制による求人求職マッチング

③掛川市が実施する業務

・地域の魅力ある企業の情報発信
・働き方改革への取り組み推進
・市・磐田労働基準監督署・掛川公共職業安定所・労働団体・商工団体等が一堂に会し、地域の雇用・労働問題等について意見交換・協議をする場として労働問題懇話会を開催する。

２　若年者の就労促進及び自立支援対策の推進

⑴ 現状と課題

企業の新卒採用意欲は高く、令和８年３月高校卒業者における掛川公共職業安定所管内の令

和７年 11 月末現在の有効求人倍率は 3.46 倍と高水準であった。令和７年 11 月末現在の静岡県における令和８年３月高等学校卒業者の就職内定率は 88.8%、掛川公共職業安定所管内における令和８年３月高等学校卒業者の就職内定率は 94.0%となっている。一方、新規高等学校卒業者（令和４年３月卒業者）の就職後３年以内の離職率は 37.9%と高止まりとなっている。

このため市と労働局は、新卒者だけではなく若年者等への就職支援策並びに job tag を利用した職業意識形成や職場定着のための各種支援策を関係機関と連携して実施するとともに、若年求職者等に対し企業情報の提供を行う必要がある。

(2) 新卒者等に対する就職支援

①連携して実施する業務

・企業の活力を維持・発展するために必要な人材の確保並びに就職希望生徒の地元企業への就職活動が円滑に行われるように、企業の人事担当者と高等学校の就職指導担当教諭との情報交換会を開催する。

・高校生の進路希望の選択が適切に行われるとともに、地元企業への就職や進学後のＵターン就職を促進するため、高校生を対象とした企業説明会を開催する。

②静岡労働局が実施する業務

・労働局と掛川公共職業安定所は、就職支援ナビゲーターによる新規学校卒業予定者への job tag やオンライン相談等も活用した個別就職支援や求人開拓を実施する。

・労働局と掛川公共職業安定所は、新卒者等への就職支援及び就労後の定着支援を行う。

・労働局と掛川公共職業安定所は、ユースエール認定制度について普及拡大・情報発信を強化することにより、人材確保に課題を抱える中堅・中小企業等と新卒者等のマッチングを行う。

・労働局と掛川公共職業安定所は、インターンシップ受入企業の開拓を実施する。

③掛川市が実施する業務

・将来の地域社会と産業を担う若者の地元就職と進学後のＵターン就職を促進するため、地元企業の担当者が市内の高校に集まり、自社の紹介や求める人材像等を説明するとともに地域産業への理解を深めてもらうことを目的とした校内企業説明会を開催する。

(3) 若年者等に対する就職支援

①連携して実施する業務

・「地域若者サポートステーションかけがわ」の事業運営に連携して協力する。

・ニートやひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者等に対して、「掛川市ひきこもりサポート協議会」関係機関と連携し就労支援を行う。

②静岡労働局が実施する業務

・フリーターに対する支援を「若者ステップアッププログラム」として、掛川公共職業安定所における正社員就職に向けた個別就職支援（job tag やオンライン相談等含む）、各種助成金制度等の活用による就職支援、静岡労働局の行う若者支援事業の受託事業者である「地域若者サポートステーションかけがわ」との連携による就職支援及び若者への職業能力開発機会の提供（職業訓練制度等）を推進する。

・「地域若者サポートステーションかけがわ」は、掛川公共職業安定所において定期的に出張相談会を開催し、若年未就労者が就労に向かえるように就労準備支援を行う。
・労働局と掛川公共職業安定所は、「地域若者サポートステーションかけがわ」から誘導された、就労意欲・就労スキルが十分に身に付いた若年無業者や高校中退者等に対し、職業訓練のあっせんや就職等の支援を行う。
・ニートやひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者や就職氷河期世代を含む中高年層等に対して就労支援を行うほか、就職氷河期世代を含む中高年層等を対象とした求人を開拓する。

③掛川市が実施する業務

・市は、広報かけがわ等を活用して「地域若者サポートステーションかけがわ」を積極的に周知し、若年未就労者や就職氷河期世代の利用の促進を図る。

3　高齢者の雇用対策の推進

(1) 現状と課題

少子高齢化が急速に進行し生産年齢人口が減少する中で、我が国の経済社会の活力を維持・向上させるためには、働く意欲がある高年齢者が年齢にかかわりなくその能力・経験を十分に発揮し、活躍できる社会を実現することが重要である。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）において、希望者全員に係る 65 歳までの高年齢者雇用確保措置については全ての企業に対して義務付けられているが、65 歳から 70 歳までの高年齢者就業確保措置については努力義務である。働く意欲のある人が高齢期に不安を抱かずに安心して働けるようにするためには、65 歳を超えても第二の人生における職業（セカンドキャリア）として長年培ってきた知識や経験を活かして就労できるよう、再就職の支援や自由に選択できる就業機会の提供に向けた取組の推進が必要である。

このため、働く意欲のある高齢者が、社会を支える存在としてその能力を発揮し、働きがい・生きがいを感じながら暮らしていける雇用の場の確保を目指す。

(2) 高齢者の就職支援

①連携して実施する業務

・高齢者の多様な就労ニーズに応えるため、シルバー人材センターの情報提供の他、シニア向け面接会にシルバー人材センターの相談コーナーを併設する等により、長期雇用とは別の選択肢として、高齢者が幅広く就業機会を得られる支援を行う。

②静岡労働局が実施する業務

・労働局と掛川公共職業安定所は、改正高年齢者雇用安定法の周知・啓発を引き続き実施するとともに、各種団体と連携し、希望者全員が 65 歳まで働くことができる制度の履行確保、70 歳までの就業機会の確保及び年齢にかかわりなく働くことができる制度の導入促進など、事業主に対する指導及び制度の浸透に取り組む。
・労働局と掛川公共職業安定所は、高齢者の再就職支援の充実のため、「生涯現役支援窓口」

を活用したきめ細かな職業相談・紹介を行うとともに、各種助成金制度を活用した支援を行う。

③掛川市が実施する業務

・高齢者就労促進事業を行う公益社団法人掛川市シルバー人材センターに対する助成を行う。

4　子育て中の方の雇用対策の推進

(1) 現状と課題

我が国の女性の労働力率は、20 歳代後半から 30 歳代にかけて低下しており、結婚・出産・子育てのためにやむを得ず離職する状況が見受けられる。出産等によりいったん離職するとその後の就労は仕事と育児等を両立することが困難なことが多い。また、ひとり親家庭の父母等においては、就労に向けての十分な準備ができないまま就労せざるを得ない場合もあり、非正規の不安定な就労形態が半数以上を占め、その収入は一般家庭の５割に満たない水準に留まっていることから、就業を支援する「母子家庭等自立支援給付事業」を実施している。

このため、継続的な職業キャリア形成、子育て中の方のニーズに対応した職業相談や求人確保等のきめ細やかな支援を行うとともに、就業形態に応じた働きやすい環境整備や働き方の見直しの普及・啓発及び能力開発に取り組む支援制度の周知等が必要である。

(2) 子育て中の方の就職支援

①連携して実施する業務

a　ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と育児・介護の両立支援に向けた取組みは、少子化対策や子育て支援策となるだけでなく、女性の活躍促進に資するとともに、地域経済の活力の維持の観点からも重要となっている。

このため、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知を行う。また、育児休業・育児短時間勤務制度等、両立支援制度の整備を図るとともに制度を利用しやすい環境整備を促進する。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた社会的機運を醸成するため、セミナー等の開催、企業の取組支援等を連携して実施するとともに、企業・団体への普及・拡大に向けて情報を発信する。

b　女性の活躍の場づくりの推進

労働者が性別により差別されることのないよう、男女の均等な待遇及び妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントを受けることがない就業環境の整備を図る。また、不妊治療と仕事の両立を支援するための休暇制度の導入などの不妊治療を受けやすい職場環境の整備に向けて、連携して周知・啓発に取り組む。併せて、女性がその個性と能力を十分に発揮できる環境を整備するため、多様な生き方、働き方を実現できる

よう周知・啓発に取り組む。

②静岡労働局が実施する業務

・労働局と掛川公共職業安定所は、子育て中の方の就職希望条件等のニーズを踏まえ、仕事と子育ての両立に対応する求人の開拓等を行うとともに、職業相談・紹介を行う。
・労働局と掛川公共職業安定所は、各種労働法の理解、保育所や子育て支援サービスに関すること等、就職活動に役立つ情報の提供を行う。
・労働局と掛川公共職業安定所は、関係機関が開催する再就職のための支援セミナー等の情報を提供する。
・掛川公共職業安定所は、定期的に子育て中の方のニーズに応えた求人情報を取りまとめた求人情報一覧（紙媒体）を作成し、市へ提供する。
・掛川公共職業安定所はひとり親家庭の母等の就職困難者を雇い入れる事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金の利用促進を図る。
・児童扶養手当受給者が児童扶養手当の「現況届」を提出する８月にあわせ、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」による出張相談を掛川市役所にて実施する。

③掛川市が実施する業務

・市は、希望する市内事業所等へ専門家（社会保険労務士）を派遣し、経営側及び従業員からの相談を受け付ける等、企業・事業所のワーク・ライフ・バランス実現の支援を行う。
・市は、子育てと仕事の両立環境整備に積極的に取り組む事業所等を「子育てに優しい事業所」として認定し、市ホームページや事業所通信の発行により情報発信するとともに、就業規則がない従業員 10 人未満の事業所等を子育てに優しい事業所として登録し、ワーク･ライフ･バランスに取り組む事業所等の裾野を広げ、充実強化を図る。
・市は、男女共同参画講座及び研修会等を実施する。
・市は、カケジョブ等で女性活躍企業を掲載し、周知する
・市は、ひとり親家庭等の父母を対象に、就職に有利となる資格取得のための訓練を受講した方、または修業中の方に対し、「母子家庭等自立支援給付金事業」を実施する。
・市は、掛川公共職業安定所から提供のある求人情報一覧を市役所内に置いて、子育て中の方へ広く提供する。
・家庭の外で働くことが困難な方や、働く意思と能力を持ちながら雇用の機会を得ることのできない方などに内職を紹介する。また、ひとり親家庭等の父母への自立支援に取り組む。

５　障がい者の雇用対策の推進

(1) 現状と課題

令和７年６月１日現在における掛川公共職業安定所管内における障害者雇用率は 2.12%であ

り、法定雇用率 2.5%、全国における障害者雇用率 2.41%と比べても低い。また、令和７年度における掛川公共職業安定所管内における障害者雇用率未達成企業の割合は 55.1%で、およそ半数の企業が未達成であり、全ての企業が雇用率を達成できるよう支援に取り組む必要がある。

企業等の障がい者雇用を促進するためには、障がい者の雇用に対する理解を深め、障がい特性に応じた受入体制を整えるとともに、採用後の定着支援が必要である。加えて、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するためには、関係機関と連携しながら、障がい特性に応じたきめ細かな就労を支援する取組が必要である。

このため、企業等が障がい者雇用への理解と認識を深め、障がいを有する求職者により多くの雇用機会を提供することを目指す。

(2) 地域の障がい者就労支援の強化

①連携して実施する業務

障がい者の雇用を推進するため、事業主や一般市民の理解を高めるとともに、障害者雇用率制度の十分な周知と意識啓発及び指導を行う。

②静岡労働局が実施する業務

- 労働局と掛川公共職業安定所は、障害者雇用率達成指導の厳正かつ計画的な訪問指導を実施する。併せて、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務、精神障害者である短時間労働者の算定特例の延長、一部の短時間労働者の雇用率への算定、法定雇用率２．７％へ引き上げ（令和８年７月）について周知する。
- 労働局と掛川公共職業安定所は、各種助成金及び雇用支援策の周知を行うとともに、障害者専用の求人の開拓を行う。
- 市が実施する障がい者就労支援事業と掛川公共職業安定所の雇用指導を連携して実施し、障害者雇用の拡大を図る。
- 掛川公共職業安定所は、障害者の特性やニーズを把握しつつ、職業相談・紹介を行うとともに、就職後の定着支援を行う。

③掛川市が実施する業務

- 市は、働く意欲がありながら就労に至っていない障がい者の就労を支援する、障がい者就労支援事業を実施する。

 ※平成 30 年度より、従来の「掛川市障がい者新規就労 500 人サポート事業」の名称を変更して事業実施。
- 障がい支援係に配属される就労支援員を中心に掛川公共職業安定所と連携し、就労を希望する障がい者に対し、伴走型の就労支援を行う。
- 障がい者雇用に関するリーフレット等の配付、広報紙やホームページへの情報の掲示を行う。
- 市は、障害者優先調達推進法に基づく、障がい者就労施設等からの物品の購入、事業所への業務委託を積極的に行い、障がい者の就労の場の確保・拡大を図る。
- 市役所における障がい者の雇用拡大に努める。

(3) 福祉との連携による就労支援

①連携して実施する業務

・福祉から雇用への移行を一層推進するため、福祉施設、特別支援学校との連携による的確な支援により就職の実現を目指す。

・障がい者の福祉から雇用への移行を支援するため、関係機関の担当者との顔がわかる日常的な連携強化を図る。

・障害者就業･生活支援センターや地域の関係機関との連携による就労支援の推進を図る。

②静岡労働局が実施する業務

・障がいの特性に応じた雇用支援を図るため、労働局と掛川公共職業安定所は、各種助成金制度、ジョブコーチ支援等の活用を推進する。

・掛川公共職業安定所は、特別支援学校生徒の実習について企業へ受入の依頼をする。

③掛川市が実施する業務

・障がい者の特性に応じた職場環境の調整を図るため、障害者相談支援事業所やジョブコーチ等と連携して企業等からの相談に応じる。

・市は、関係機関と連携し、特別支援学校生徒の実習場所の確保、及び卒業生の就労定着に努める。

⑷障がい者就職面接会の開催

①連携して実施する業務

障がい者就職面接会を開催する。

②静岡労働局が実施する業務

・掛川公共職業安定所は、就職面接会等の企画・運営を行う。

・掛川公共職業安定所は、障害者雇用率未達成企業に対し、就職面接会への参加勧奨を行う。

・掛川公共職業安定所は、障がい者や支援機関へ就職面接会等の開催の案内を行う。

③掛川市が実施する業務

・市は、掛川公共職業安定所に協力して就職面接会の会場や駐車場の確保、協力人員の派遣に努める。また、周辺市町に対し実施への協力を求める。

・市は、掛川公共職業安定所と連携し、就職面接会への参加事業所の拡大を図る。

・市は、掛川公共職業安定所と連携し、就職面接会の開催について、広報紙やホームページへの情報掲載のほか、様々な機会をとらえて開催案内を行い周知する。

６　生活困窮者の雇用対策の推進

⑴ 現状と課題

生活保護世帯数及び生活困窮者等の増加に対し、市と労働局、掛川公共職業安定所が連携強化を図り、就労・生活支援事業等の雇用施策を迅速かつ効果的に取り組むことで、一人でも多く就労へ移行し、自立した社会生活を実現する必要がある。

生活保護世帯や生活困窮者においては、移動手段が制限されることが多く、旧大東町や旧大須賀町に居住する対象者との接触が難しいため、支援における地域間の格差が生じやすくなっている。これを解消するため、巡回相談を支所でも行う等の工夫により、全域での連携強化を図り、就労・生活支援事業等の雇用施策を迅速かつ効果的に取り組むことで、一人でも多く就労へ移行し、自立した社会生活を実現する必要がある。

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業

①連携して実施する業務

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談事業の支援を受けている生活困窮者等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象として、市と掛川公共職業安定所が事業目標や連携等に関する協定を締結し、生活保護受給者等の就職による経済的自立を図る。

②静岡労働局が実施する業務

・掛川公共職業安定所は、福祉事務所から就労支援の要請があった者に対し、福祉事務所の職員や関係機関と連携を図りつつ、支援対象者に適格と思われる求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせん、求人開拓、担当制によるチーム支援や、必要に応じた就労後のフォローアップ等の支援を行う。

・掛川公共職業安定所は、福祉事務所への巡回相談を実施し、ワンストップ型の就労支援を行う。

・掛川公共職業安定所は事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の制度説明や就職後のハローワークからの雇用管理上必要な配慮に関する助言、事業所訪問等の支援策について説明し、求人開拓を行う。

③掛川市が実施する業務

・福祉事務所は、就労支援対象者の状況を総合的に把握し、掛川公共職業安定所、掛川市社会福祉協議会への適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援を行う。

(3)生活困窮者自立支援事業

①連携して実施する業務

平成 27 年４月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援等を行うため、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある生活困窮者を対象として、市と労働局、掛川公共職業安定所が連携し、早期支援の強化や就労による自立の支援を行う。

②静岡労働局が実施する業務

・市が実施する自立相談支援事業により、意欲・能力が向上した支援対象者に対し、掛川公共職業安定所は、就労に向けた職業相談・紹介、求人情報の提供、職業訓練の相談・情報提供及び特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の活用などの就労支援を行う。

③掛川市が実施する業務

・福祉事務所は、生活困窮者に対して経済的な問題、精神的な問題、家庭の問題、健康上の問題などの総合的な相談を受け、適切な支援機関へ誘導する。また、複合的な課題を

抱える場合には支援に関する計画を策定して、掛川市社会福祉協議会へ委託し、各関係機関への誘導により、相談支援や家計改善支援を受けるよう案内する。

・福祉事務所は、住居を喪失した離職者等に対する就労・生活支援の相談や住居確保給付金の支給、受給者への求職支援を行う。

(4) その他生活困窮者等への連携支援

①連携して実施する業務

(2)、(3)のほか、掛川地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の運営等により、生活保護受給者等の安定的な就労機会の確保と生活再建を図るため、市と労働局、掛川公共職業安定所の連携・協力・調整等を通じて地域の支援体制の強化を図る。

②静岡労働局が実施する業務

・掛川公共職業安定所は、生活保護受給者等の安定的な就労機会の確保による生活再建を図るため、掛川地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会を運営する。

・掛川公共職業安定所は、物価高騰等で生活に困窮し住居を失うおそれのある者や日常生活の維持が困難になっている者等であって、就労支援を必要としている者に対して、職業訓練も活用した就労支援や、住居・生活等に関する相談支援を「すまい・生活・しごと総合サポート（ハローワーク・ワンストップ窓口)」にて行う。

③掛川市が実施する業務

・掛川市社会福祉協議会が窓口となり、総合支援資金や緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金貸付に関する相談、支援誘導を行う。

7　新たな外国人労働者の受け入れに向けた連携の強化

(1) 現状と課題

少子高齢化による労働力人口の減少により人手不足が深刻化する中、外国人が地域経済の担い手となっている現状を踏まえ、新たな外国人の受け入れに向け、外国人が暮らしやすく働きやすい環境を創っていくことが非常に重要となる。そのためには、生活面での支援に加え労働面からの支援も不可欠であり、市が実施する生活支援と労働局が実施する就職支援等を一体的に実施することにより、外国人（市民）が安全で安心して暮らせる環境を整備することとする。

(2) 外国人の生活支援と就労支援

①静岡労働局が実施する業務

・外国人雇用事業所に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理の状況確認、改善のための助言・援助を行う。また、労働条件確保のため、事業所に対して指導監督を実施する。

・外国人に対しては、専門相談員を配置し、通訳を活用した職業相談や、雇用関係に関する相談支援及び 13 か国語の電話通訳が可能な多言語コンタクトセンターや多言語音声翻訳などによる支援を実施する。なお、外国人労働者からの労働条件確保についての相談も実施する。

・日本語能力や日本の労働法令・雇用慣行に関する知識等の不足により安定就職が困難な定住外国人求職者について、外国人就労・定着支援研修の受講を勧めるとともに、修了者の能力等を考慮した公的職業訓練等を積極的にあっせんし、安定的な就職及び職場定着支援を実施する。

②掛川市が実施する業務

・外国人市民が日常生活に支障のないようにするため、外国人相談窓口を設置し、多言語での生活相談等に対応する。
・外国人市民が生活の中で円滑なコミュニケーションが図れるよう日本語教育や日本文化の学習機会を提供する。
・地域、企業、関係機関等との連携を強化し、受入体制や生活・教育環境の整備に努める。
・外国人市民が安心して生活できる環境づくりを進めるとともに地域活動やまちづくりへの参画を促進する。
・商工団体等と連携し、企業に対して外国人就労に関する情報提供を行う。
・掛川公共職業安定所が実施する外国人就労・定着支援研修を支援する。

第４　数値目標

（※１）掛川公共職業安定所管内の数値
（※２）掛川市の数値

１　中小企業等に対する人材確保支援と働き方改革の推進

(1) 地元企業の人材確保の支援

・求人者担当者制による充足数　　前年度実績以上（※１）
・人材不足分野の就職相談会参加者数　　110 人（※１）
・ミニ就職面談会の参加者数　　前年度実績以上（※１）
・「カケジョブ」の登録企業数　　150 社（※２）

(2) 働き方改革の推進

・働き方改革に関する情報の企業への周知　　５回（※２）
・労働問題懇話会の開催回数　　１回（※２）

２　若年者の就労促進及び自立支援対策の推進

(1) 新卒者、既卒者に対する就職支援

・掛川公共職業安定所管内の高等学校の就職内定率　　100％（※１）
・フリーター等支援に係る担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率
労働局設定値(53.8%以上)（※１）
・校内企業説明会参加企業数　　10 社（※２）

(2) 若年者等に対する就職支援

地域若者サポートステーションかけがわの支援

・相談件数　　900 件（内：就職氷河期に端を発する無業者 200 件）（※２）
・進路決定者　30 人（内：就職氷河期に端を発する無業者 10 人）（※２）

３　高齢者の雇用対策の推進

(1) 高齢者の就職支援

・生涯現役支援窓口での 65 歳以上の就職率　　労働局設定値（89.9%）（※１）
・シルバー人材センターの会員数　　810 人（※２）

４　子育て中の方の雇用対策の推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

・社会保険労務士の支援回数及び子育てに優しい事業所認定数　１回及び２社（※２）

(2) 女性の活躍の場づくりの推進

・男女共同参画講座及び研修会等の実施件数　　１回（※２）
・カケジョブで女性活躍企業（くるみんやえるぼし認定等）掲載数　５社（※２）

(3) 子育て中の方への就職支援

・母子家庭等自立支援給付金受給者数　　３人（※２）

５　障がい者の雇用対策の推進

(1) 障がい者に対する就職支援

・障がい者の就職件数　　前年度実績以上（※１）

(2) 地域の障がい者就労支援の強化

・障がい者の就労定着率（６カ月以上）　69.0%（※２）

(3) 福祉との連携による就労支援

・福祉施設から一般就労移行者数　　18 人（※２）

(4) 障がい者就職面接会の開催

・障がい者就職面接会の開催　　２回（※２）

６　生活困窮者の雇用対策の推進

(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業

・支援対象者の就職率　　労働局設定値（70.4%）（※１）

・支援対象者及び就職件数　　40 人及び 20 件（※２）

(2) 生活困窮者自立支援事業

・就職件数　　20 件（※２）

(3) その他生活困窮者等への連携支援

・相談件数　　300 件（※２）

7　新たな外国人労働者の受け入れに向けた連携の強化

(1) 外国人の生活支援と就労支援

・事業所訪問等による雇用管理の状況確認、改善のための助言・援助の実施件数

労働局設定値(23 件)（※１）

・日本語教室の参加者数　　130 人（※２）

掛川市雇用対策協定に基づく令和７年度事業評価及び令和８年度事業計画

基本的施策		ページ	推進施策	令和７年度（3月末現在）					令和8年度			担当
				実施事業	指標	目標値	実績	達成率	事業計画	指標	目標値	
1	中小企業等に対する人材確保支援と働き方改革の推進	3	地元企業の人材確保の支援 働き方改革の推進	良質人材を確保するための魅力ある企業づくりへの支援と情報発信	求人担当者制による充足数	144件	95件	66%	良質人材を確保するための魅力ある企業づくりへの支援と情報発信	求人担当者制による充足数	前年度実績以上	ハローワーク
					未経験業種を知る会の参加者数	100人	137人	137%		人材不足分野の就職相談会参加者数	110人	
					ミニ面接会参加者の就職件数	24人	41人	171%		ミニ就職面談会の就職件数	前年度実績以上	
					「カケジョブ」の登録企業数	150社	128社	85%		「カケジョブ」の登録企業数	150社	産業観光課
				良質人材に選ばれる企業となるための働き方改革への取り組み推進と支援	働き方改革に関する情報の企業への周知	５回	7回	140%	・良質人材に選ばれる企業となるための働き方改革への取り組み推進と支援	働き方改革に関する情報の企業への周知	５回	
									労働問題懇話会の開催	開催回数	１回	
2	若年者の就労促進及び自立支援対策の推進	3,4,5	新卒者、既卒者に対する就職支援	・企業と高校との情報交換 ・高校生のための企業説明会の実施 ・未内定者への個別求人開拓の実施 ・インターンシップ職場体験事業所一覧の作成	高卒就職内定率	100%	100%	100%	・企業と高校との情報交換 ・高校生のための企業説明会の実施 ・未内定者への個別求人開拓の実施 ・インターンシップ職場体験事業所一覧の作成	高卒就職内定率	100%	ハローワーク
				若者ステップアッププログラムに基づく就労支援や各種助成金の活用及びワンストップサービス事業（通称ジョブカフェ）との連携	フリーターの正規雇用者数（34歳以下）の割合	労働局設定値（51.1%）	60.0%	117%	若者ステップアッププログラムに基づく就労支援や各種助成金の活用及びワンストップサービス事業（通称ジョブカフェ）との連携	フリーター等支援に係る担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率	労働局設定値（53.8%）	
				・高校生の校内企業説明会の開催	校内企業説明会参加企業数	15社	10社	67%	・高校生の校内企業説明会の開催	校内企業説明会参加企業数	10社	産業観光課
			若年者等に対する就職支援	地域若者サポートステーションかけがわの支援	相談件数	900件（内：就職氷河期世代200件）	968件（109件）	108%（55%）	地域若者サポートステーションかけがわの支援	相談件数	900件（内：就職氷河期世代200件）	
					進路決定者数	30名（内：就職氷河期世代10名）	21名（3名）	70%（30%）		進路決定者数	30名（内：就職氷河期世代10名）	
3	高齢者の雇用対策の推進	5,6	高齢者の就職支援	「生涯現役支援窓口」を活用したきめ細やかな職業相談、紹介を行うとともに、各種助成金制度等を活用した支援を行う	生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率	労働局設定値（87.0%）	88.9%	102%	「生涯現役支援窓口」を活用したきめ細やかな職業相談、紹介を行うとともに、各種助成金制度等を活用した支援を行う	生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率	労働局設定値（89.9%）	ハローワーク
				高齢者就労促進事業を行う公益社団法人掛川市シルバー人材センターに対する助成	会員数	794人	604人	76%	高齢者就労促進事業を行う公益社団法人掛川市シルバー人材センターに対する助成	会員数	810人	長寿推進課

基本的施策		ページ	推進施策	令和７年度（3月末現在）					令和8年度			担当
				実施事業	指標	目標値	実績	達成率	事業計画	指標	目標値	
4	子育て中の方の雇用対策の推進	6,7	ワーク・ライフ・バランスの推進（就業形態等労働条件や環境整備の促進・企業、団体への普及、拡大の情報発信）	・子育てと仕事の両立環境整備を支援 ・子育てと仕事の両立環境整備に積極的に取り組む事業所等を「子育てに優しい事業所」として認定	・社会保険労務士の支援回数 ・事業所認定数	１回 ２社	１回 ５社	100% 250%	・子育てと仕事の両立環境整備を支援 ・子育てと仕事の両立環境整備に積極的に取り組む事業所等を「子育てに優しい事業所」として認定	・社会保険労務士の支援回数 ・事業所認定数	１回 ２社	こども政策課
			女性の活躍の場づくりの推進（男女の均等な取扱及び多様な働き方に関する周知・啓発）	引き続き女性のための働き方セミナーを実施し、女性が様々な環境で活躍できる一助となるような企画を計画する。また、商工会等と連携をしながら企業へ向けた研修会、セミナーも検討する。研修会以外にも男女共同参画推進委員とともに地域のイベントでの啓発活動も実施し、幅広い対象に多様な働き方に関する周知啓発を行う。	講座及び研修会等の実施件数	２回	１回	50%	女性のための働き方セミナーを実施し、女性活躍の一助となる企画を計画する。また、商工会等とも連携をしながら企業へ向けた研修会、セミナーの開催も検討する。 男女共同参画推進委員とともに、幅広い対象に向けた多様な働き方に関する周知啓発を行う。	講座及び研修会などの実施や多様な働き方に関する啓発活動の実施件数	１回	企画政策課
									カケジョブで女性活躍企業（くるみんやえるぼし認定等）の情報発信を行う	掲載企業数	５社	産業観光課
			子育て中の方への就職支援（内職の紹介、父母の自立支援）	母子家庭等自立支援給付金の給付	受給者数	４人	３人	75%	母子家庭等自立支援給付金の給付	受給者数	３人	こども政策課
5	障がい者の雇用対策の推進	7,8,9	障がい者に対する就職支援 地域の障がい者就労支援の強化（障がい者雇用率制度の周知、指導）	・専門窓口とチーム支援によるきめ細やかな職業相談 ・障がい者就職面接会の実施	障がい者の就職件数	前年度実績以上 (169件)	186件	110%	・専門窓口とチーム支援によるきめ細やかな職業相談 ・障がい者就職面接会の実施	障がい者の就職件数	前年度実績以上	ハローワーク
				障がいのある方の就労支援を行う。また、企業等からの相談や就労定着に向けた支援を行い、障がいのある方の生活の向上と自立を支援する	障がいのある方が６か月以上継続して就労している定着率	68.0%	68.5%	101%	障がいのある方の就労支援を行う。また、企業等と就労定着に向けた支援体制の強化を図り、障がいのある方の生活の向上と自立を支援する	障がいのある方が６ヶ月以上継続して就労している定着率	69.0%	福祉課
			雇用・福祉・教育の連携による就労支援（福祉、教育から雇用への移行を推進）	第７期東遠地域広域障害福祉計画に基づき、福祉施設から一般就労への移行を支援する	福祉施設から一般就労移行者数	18人	17人	94%	第７期東遠地域広域障害福祉計画に基づき、福祉施設から一般就労への移行を支援する	福祉施設から一般就労移行者数	18人	
			障がい者就職面接会の開催	ハローワークと協力し、障がい者就職面接会を開催する	開催回数	２回	２回	100%	ハローワークと協力し、障がい者就職面接会を開催する	開催回数	２回	
6	生活困窮者の雇用対策の推進	9,10,11	生活保護受給者等就労自立促進事業	・各市福祉事務所等と連携して生活保護受給者等に対する就労支援を実施 ・各市福祉事務所との調整会議や巡回相談の実施	支援対象者の就職率	労働局設定値 (69.6%)	73.3%	106%	・各市福祉事務所等と連携して生活保護受給者等に対する就労支援を実施 ・各市福祉事務所との調整会議や巡回相談の実施	支援対象者の就職率	労働局設定値 (70.4%)	ハローワーク
				・稼働年齢にある生活保護受給者等に対し、ハローワークと連携し就労の支援 ・月に１度市役所にて支援対象者（生活保護受給者のみ）、ハローワーク及び福祉事務所の３者による就労相談を実施	支援対象者数 (労働力類型)	40人	57人	143%	・稼働年齢にある生活保護受給者等に対し、ハローワークと連携し就労の支援 ・月に１度市役所にて支援対象者（生活保護受給者のみ）、ハローワーク及び福祉事務所の３者による就労相談を実施	支援対象者数 (労働力類型)	40人	福祉課
					就職件数	20件	33件	165%		就職件数	20件	
			生活困窮者自立支援事業（早期支援の強化、就労による自立支援）	自立相談支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、住居確保給付金事業等を行うことで生活困窮世帯の自立促進を図る	就職件数 (支援終了)	20件	45件	225%	自立相談支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、住居確保給付金事業等を行うことで生活困窮世帯の自立促進を図る	就職件数 (支援終了)	20件	
			その他生活困窮者等への連携支援（関係機関連携による支援体制の強化）	社会福祉協議会等と連携し、生活困窮者等を支援する	相談件数 (就労支援)	200件	370件	185%	社会福祉協議会等と連携し、生活困窮者等を支援する	相談件数 (就労支援)	300件	
7	新たな外国人労働者の受け入れに向けた連携の強化	11,12	外国人の生活支援と就労支援	外国人雇用状況の届出に基づく指導及び援助	実施件数	労働局設定値 (23件)	24件	104%	外国人雇用状況の届出に基づく指導及び援助	実施件数	労働局設定値 (23件)	ハローワーク
				日本語学習及び日本社会・文化・歴史への理解の促進と支援	日本語教室の参加者数	100人	78人	78%	日本語学習及び日本社会・文化・歴史への理解の促進と支援	日本語教室の参加者数	130人	企画政策課